

解体工事業者登録申請等の手引～令和３年度版の主な変更点

ページ	箇所	主な変更点
P1～2	解体工事業について～ (3)技術管理者の要件	旧手引P1～3の内容を新手引P1～2に集約した。
P4	(6)手数料・提出方法等について	①変更届出等の郵送受付を実施していること、②更新申請の郵送による事前審査を実施していること、以上２点を追記した。
P5	※押印手続の見直しについて	申請・届出書類への押印廃止について新たに記載した。
P7～9	別表 (申請書類及び添付書類)	郵送可能な申請・届出について、案内等を追記した。 申請・届出書類への押印廃止に伴い、添付書類として印鑑証明書を要さなくなった申請・届出について、記載を変更した。
P10～19	記入要領と記入例	申請・届出様式の記入例について、現行様式どおりに押印欄を削除した。